

(別紙)

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(秘密等の保持)

第1条 青年会議所は、「市民討議会」の開催に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。「市民討議会」が終了し、又は中止された後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 青年会議所は、「市民討議会」の開催に係る業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 青年会議所は、「市民討議会」の開催に係る個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。